

狛江駅前三角地活用方針



平成 27 年 1 月

狛 江 市

目 次

はじめに	1
△1 三角地とは	2
△2 狛江駅前三角地活用方針策定の背景	3
1. 三角地をめぐる経緯	3
2. 三角地の利活用の検討経緯	4
3. 狛江駅前三角地活用方針の位置付け	4
△3 三角地の活用方針	5
1. 三角地の活用方針	5
2. 広域的な利活用（特別緑地保全地区と一体化した利活用）	6
△4 具体的な取組み	8
1. 具体的な取組みの検討	8
2. 通路及び万年塀について	9
△5 整備スケジュール	10
おわりに	11

はじめに

小田急線狛江駅の北口を降りると、左手に、万葉をしのぶ乙女像やその奥にある緑豊かな場所が私たちを迎えてくれます。この緑豊かな緑地は、狛江弁財天池特別緑地保全地区です。

さらに狛江駅北口交通広場からロータリーに沿って北に向かって進むと交番があり、その隣にフェンスで囲まれた約900㎡の土地があります。この場所が狛江駅前三角地（以下、「三角地」という。）と呼ばれる土地です。

この場所には以前小学校がありました。小学校が現在の場所に移転した後の小田急線連続立体化による狛江駅北口地区再開発事業においても未利用地として残りました。その後、交番等が設置されましたが、現在広場として残っている場所は暫定利用されている状況となっています。

そのため、市民及び市外の多くの方に三角地を利活用していただくために、狛江駅前三角地活用方針検討委員会（以下、「検討委員会」という。）において三角地の利活用について検討し、検討委員会による提言を受け、市は三角地の利活用に関する考え方を示す狛江駅前三角地活用方針を策定しました。

本活用方針に基づき、駅前の貴重な土地である三角地をより多くの方に利活用していただくために、狛江らしい空間を創出していきたいと考えています。



小田急線狛江駅北口の風景



万葉をしのぶ乙女像

① 三角地とは

小田急線の連続立体化による狛江駅北口地区再開発事業に伴う未利用地として残った狛江駅の北口にある広場で、当初は三角の形状をした土地でしたが、現在広場として残った土地は五角形のような形になっています。

(1) 三角地の概要

- ◆利用状況 誰でも利用可能な状況であり、四季折々の草花を各ブースに植え、駅前の憩いの空間、子ども達の遊び場等として親しまれています（暫定利用）。
- ◆区域面積 駅前交番右側区域 863 m²
花壇 11 区画 (H4m×D3m 12 m²)

(2) 現在の管理体制

- ◆管理主体 狛江市環境部環境政策課において年3回花植え（一部委託）
花壇スペース、緑化スペース等については維持管理を委託
- ◆委託内容 月1～4回の除草及び清掃
月4～8回の水やり ※回数は時期によって異なります。

(3) 案内図



② 狛江駅前三角地活用方針策定の背景

1. 三角地をめぐる経緯

昭和 62 年 4 月	第一小学校が三角地の場所から和泉本町一丁目に移転
▽	
平成 4 年 11 月	狛江駅北口問題を考える市民の会から報告書の提出
▽	
平成 8 年 3 月	狛江駅北口交通広場供用開始
▽	
平成 8 年 8 月	狛江市元和泉一丁目 4・5 番地区まちづくり協定の届出
▽	
平成 14 年 11 月	調布警察署狛江交番設置
▽	
平成 16 年 6 月	「狛江教育発祥之地記念碑」建立
▽	
平成 16 年 10 月	「緑の三角広場」として暫定利用を開始
▽	
平成 21 年 11 月	狛江駅北口自転車駐車場設置
▽	
平成 24 年 11 月	委託による花壇スペースの管理を開始



2. 三角地の利活用の検討経緯

三角地は駅前という利便性の良い場所であり、また市域の狭い狛江市にとって市民の貴重な財産である三角地を暫定的に利用し続けることは好ましい状況ではないため、平成26年度中に三角地の活用方針を決定することとし、そのため市民を中心とした検討委員会を設置しました。

この検討委員会は、市の方針である狛江駅前三角地活用方針を策定するにあたり、狛江駅前という立地条件を活かした三角地の活用方針を検討し、市長へ報告するために設置されたものです。今年の6月から委員会を5回開催し、市が行った2回の市民アンケートや第4回検討委員会「市民の意見を聴く会」での市民の意見も踏まえて、三角地を有効に利活用するための議論を重ねてきました。

検討委員会での検討の結果、平成26年10月に検討委員会から市長に対して「狛江駅前三角地の利活用に関する提言書」が提出されました。提言には、三角地の利活用（①「ほっとする」憩いの広場②「あんしんする」防災広場③「わくわくする」イベント広場）、導入を期待する具体的な取組み、特別緑地保全地区と一体化した利活用、通路及び万年塀の取組み等が報告されました。

3. 狛江駅前三角地活用方針の位置付け

本活用方針は、三角地をめぐる経緯を踏まえ、検討委員会からの提言を尊重し、市としての三角地の利活用に関する考え方を示すものです。今後、本活用方針に基づき、取組みを進めていきます。

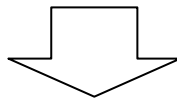
三角地の活用方針

1. 三角地の活用方針

市民の貴重な土地である三角地をより多くの人々に幅広い用途で利活用していただくために、三角地をオープンスペースとして残します。

そして、下記の3つの活用方針に基づき、「憩い」「安心」「にぎわい」の広場となるように努めます。

**三角地をより多くの人々に幅広い用途で利活用していただくために、
広場（オープンスペース）として残します。**



活用方針1 「ほっとする」憩いの広場

- ・子ども達が楽しく遊べて、高齢者も憩える広場
- ・緑がありながらも、都会的な空間を楽しめる広場

活用方針2 「あんしんする」防災の広場

- ・災害等があった時に多くの人が集まれて安心できる広場
- ・災害等により避難した人に対して支援する広場

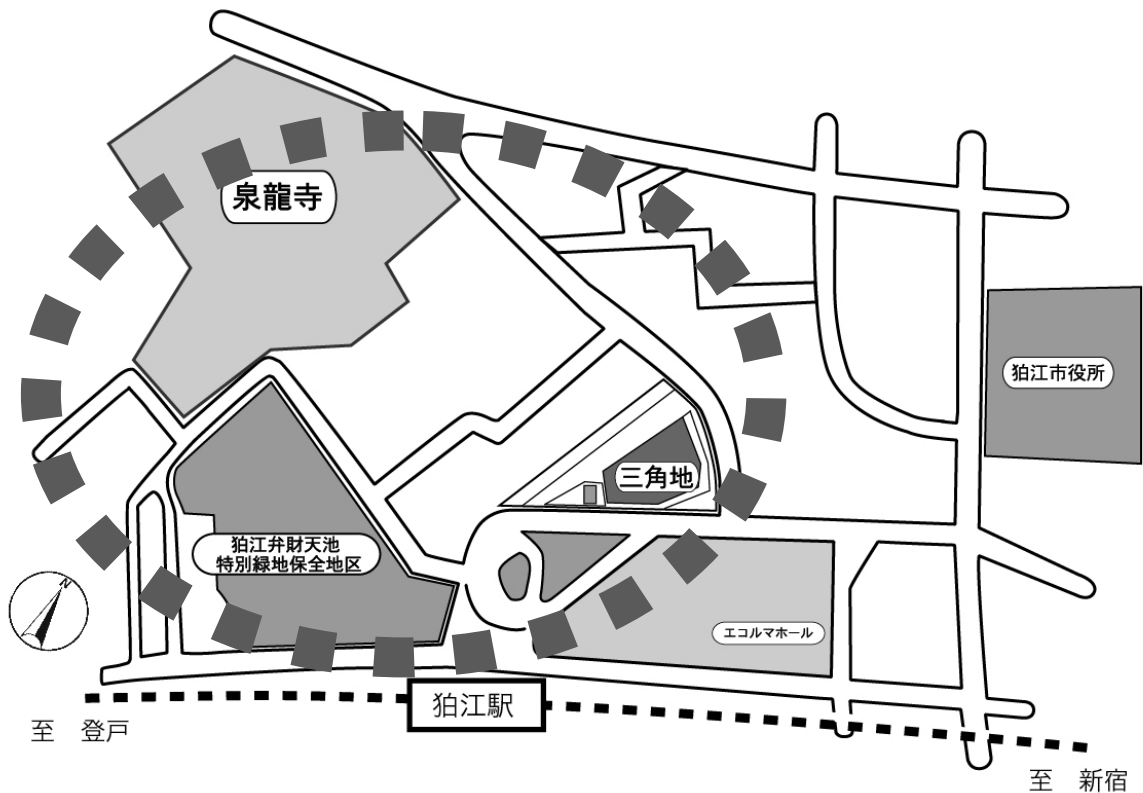
活用方針3 「わくわくする」にぎわいの広場

- ・お祭り等のイベントで多くの人を楽しめる広場
- ・野菜の直売等でのぎわいを創出できる広場

2. 広域的な利活用（特別緑地保全地区と一体化した利活用）

狛江駅前にある「狛江弁財天池特別緑地保全地区」¹と三角地を一体化して、広域的な利活用を行うことで、狛江らしい空間を創出していきます。

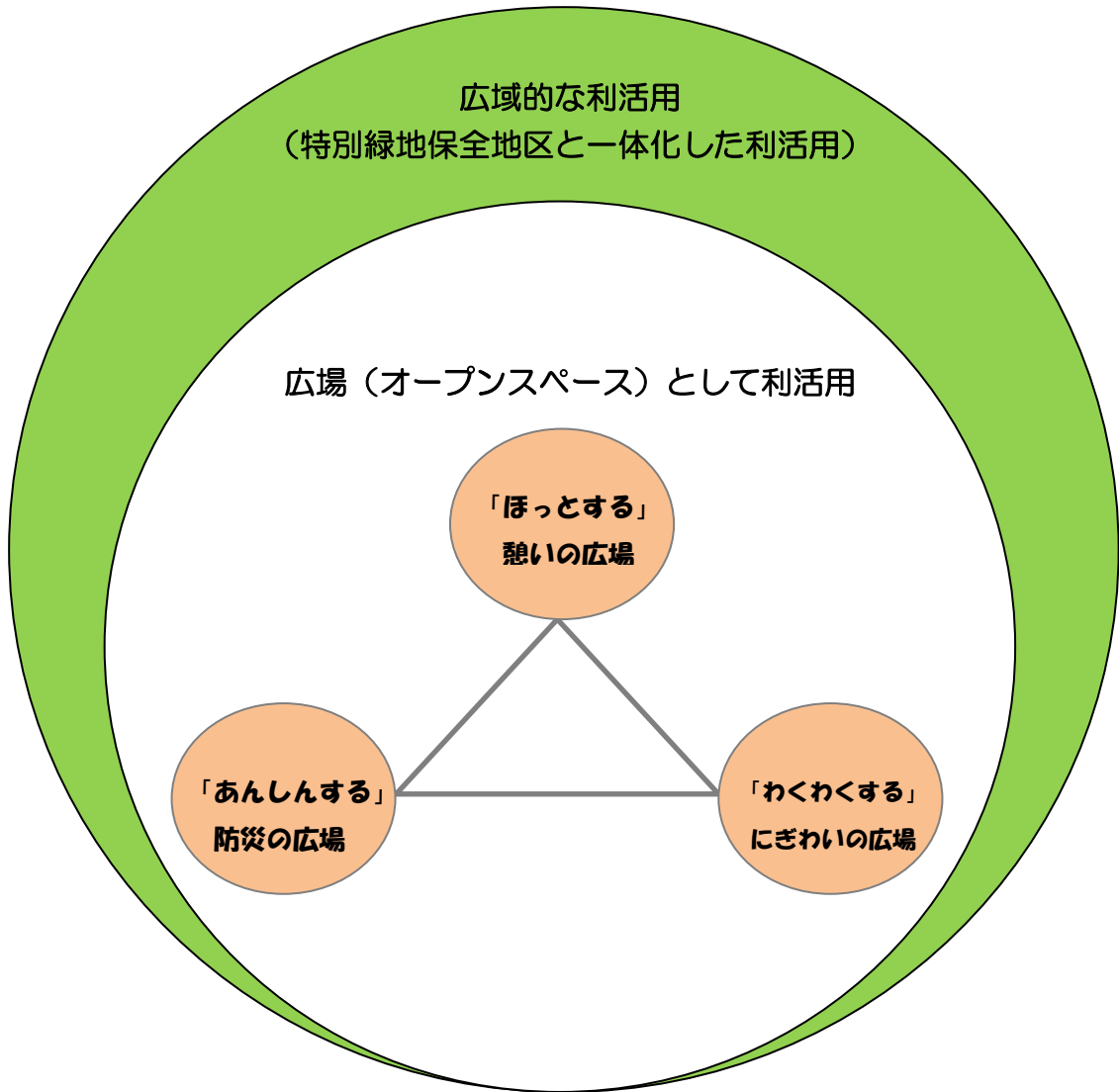
また、取組みの際には、市民団体と協力しながら、開放日に合わせたイベントを行う等、ゆとりある開放的な利活用を検討します。



¹ 「狛江弁財天池特別緑地保全地区」とは、昭和 62 年に東京都から特別緑地保全地区として指定を受けた駅前緑地と泉龍寺境内を合わせた 2.1 ha の広さの緑地で、月に 1 回駅前緑地を一般開放しています。

「特別緑地保全地区制度」とは、良好な都市環境の形成に向け、都市において良好な自然環境を形成している緑地を指定し、建築行為などの一定の行為の制限等により現状凍結的に保全する制度です。都内では 30 地区、約 261ha が指定（平成 24 年 3 月 1 日現在）されています。

△ 三角地の利活用のイメージ △



4 具体的な取組み

1. 具体的な取組みの検討

三角地の利活用において、それぞれ3つの活用方針の機能の充実を図るために、検討委員会において提案された「導入を期待する具体的な取組み」を参考にしながら、市において効果的な機能を検討し、順次取組みを進めていきます。

【参考：検討委員会において提案された「導入を期待する具体的な取組み」】

① 「ほっとする」憩いの広場

- ・芝生
- ・日除け
- ・ベンチ
- ・テラス
- ・水飲み場

② 「あんしんする」防災広場

- ・太陽電池
- ・エコトイレ
- ・デジタルサイネージ

③ 「わくわくする」イベント広場

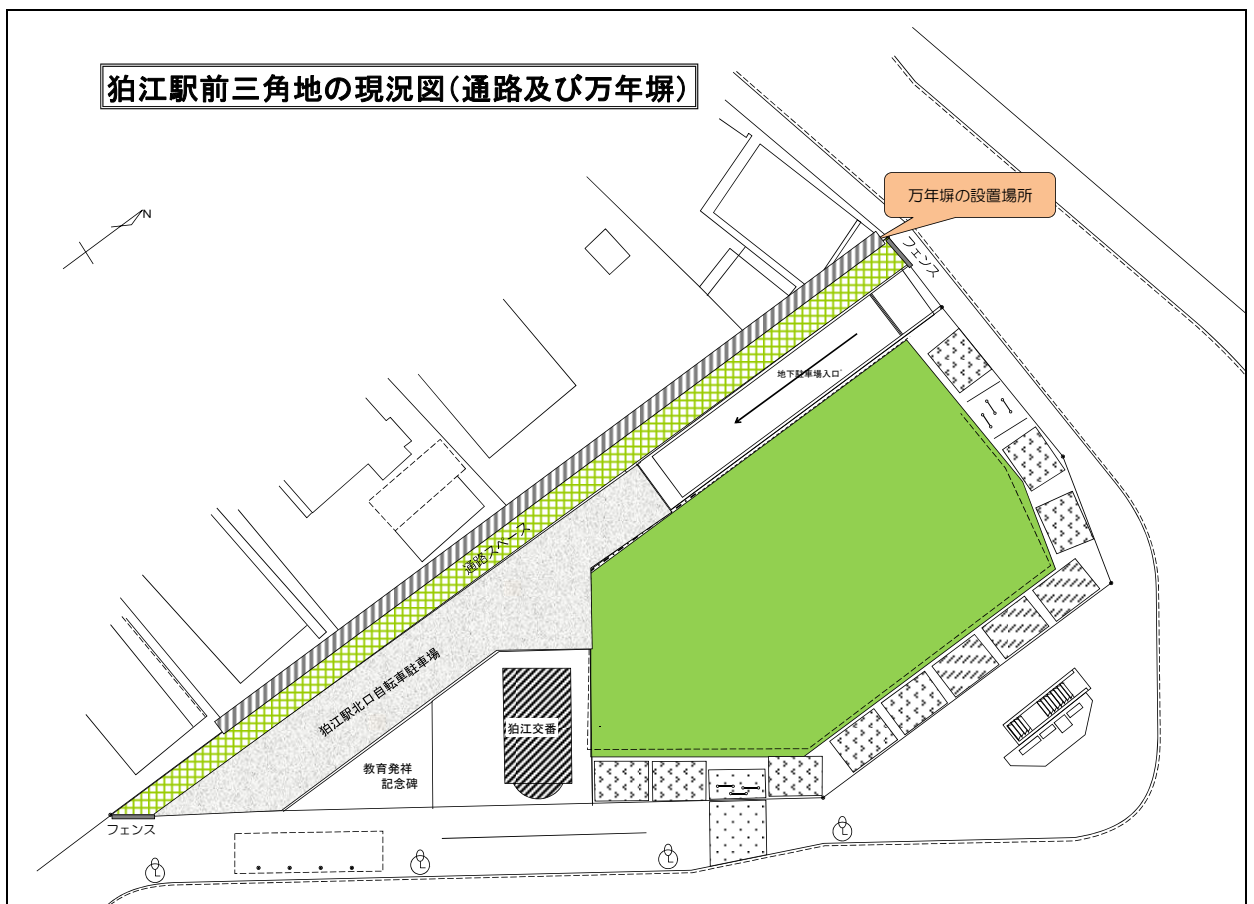
- ・夏祭り
- ・ほおすき市
- ・野菜や花の直売
- ・青空映画館
- ・友好都市の特産品等の販売

2. 通路及び万年塀について

三角地と元和泉一丁目4番地区の間は、現在万年塀²が設置され、通路スペースの南北をフェンスで塞いでいる状況ですが、この通路及び万年塀については、下記のとおり取り組んでいきます。

また、取組みの際には、近隣住民の方と十分調整しながら進めていきます。

- ①通路については、利便性の向上を図るため、現在南北を塞いでいるフェンスを撤去し、通路として開放します。
- ②万年塀については、設置後長い年月が経っているため、安全面での配慮から、撤去して、フェンスを設置します。



² 鉄筋コンクリート組立塀の通称です。

5 整備スケジュール

三角地における整備につきましては、平成 27 年度より基本計画策定委員会を設置し、基本計画を作成して、整備を進めていきます。

通路及び万年塀の整備につきましては、現況調査及び基本計画作成、また近隣住民の方と調整をしながら、整備を進めていく予定です。

△三角地における整備スケジュール（案）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
三角地整備	基本計画作成 (基本計画策定委員会)	実施設計	整備	開設
(通路及び万年塀) 関連整備	現況調査 基本計画作成 (近隣住民調整)	実施設計	整備	整備に向けた 調整の継続

おわりに

第3次基本構想に掲げる将来都市像である「私たちがつくる水と緑のまち」は3つの要素で構成され、土台となる「参加と協働でつくる自治のまち」と、その上に立つ「水と緑を活かした生活環境」と「活気と優しさがあふれる地域社会」を柱として、私たちのまち狛江をつくることとしています。

三角地の利活用を検討する際には、市民を中心とした検討委員会で三角地の利活用を検討し、提言を受けました。また、本活用方針では3つの活用方針により「憩い」「安心」「にぎわい」を創出することとし、さらに狛江駅前の特別緑地保全地区と一体化した広域的な利活用をすることで狛江らしい空間を創出することとしました。

本活用方針を推進することで、自然環境と快適な都市環境との両立を図り、第3次基本構想に掲げる将来都市像「私たちがつくる水と緑のまち」を目指します。

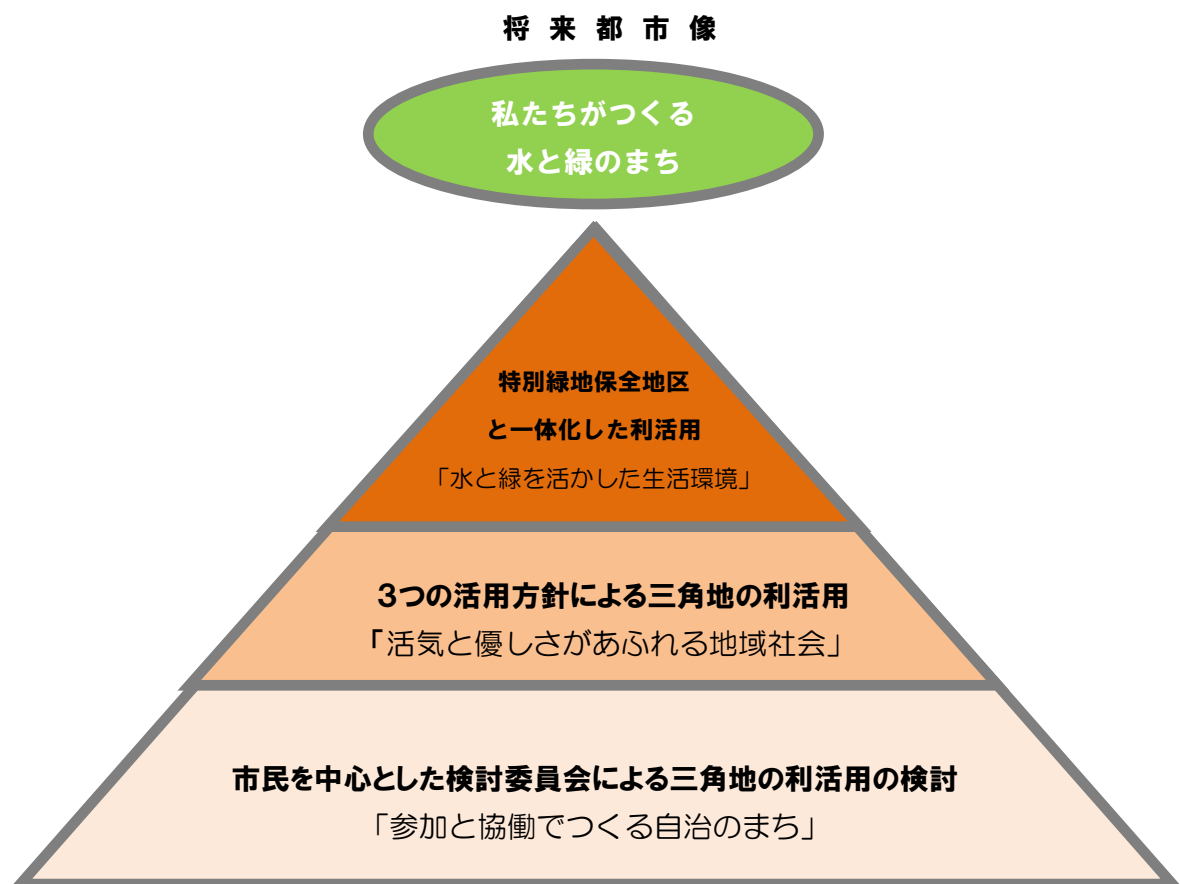
また、三角地に現存する施設等については当面現状を維持することとしますが、将来的な課題として、今後の社会情勢の変化に対応できるためにも、PFI³等の民間活力を活かしたPPP⁴の手法について調査及び研究を行い、次世代に引き継ぐことも考えていきます。

³ 「PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。

⁴ 「PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）」とは、民間の資金やノウハウを活用して社会資本を整備・維持し、公共サービスの充実を推進する戦略であり、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれます。

△ 三角地の利活用による目指すべき方向 △

三角地の利活用により、将来都市像「私たちがつくる水と緑のまち」を目指します



登録番号（刊行物番号）

H26-49

狛江駅前三角地活用方針

平成27年1月発行

発行	狛江市
編集	企画財政部 政策室
	狛江市和泉本町一丁目1番5号
	電話 03(3430)1111
印刷	庁内印刷
頒布価格	無償